

## 串間市新しい中学校づくり推進委員会設置要綱

平成26年10月1日  
教育委員会告示第17号

(設置)

第1条 串間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、再編統合中学校の円滑な開校及び運営に関し必要な事項を定めるため、串間市新しい中学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新たに設置する学校（以下「新設校」という。）の校名、校章、校訓、校歌及び制服等の制定に関する事。
- (2) 新設校の教育課程、学校行事及び学級編成に関する事。
- (3) 新設校の通学路、通学方法に関する事。
- (4) 新設校の学校、生徒会、PTA、部活動等の組織に関する事。
- (5) 新設校に係る交流学習に関する事。
- (6) 新設校の学校施設、設備、備品の整備（廃棄）に関する事。
- (7) 新設校に係る学校図書の整理（廃棄）に関する事。
- (8) 対象校の閉校及び新設校の開校式典に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、新設校及び対象校に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校校長
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、第3条第2項第1号に規定する委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員長は、委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の中欄に掲げる者

の中から部員を委嘱し、同表の右欄に掲げる事項について専門的に調査検討させるものとする。

部 会	部 員	調査検討事項
総務部会	中学校長 小学校長代表 中学校教頭代表 小中学校P T A代表	校名、校章、校訓、校章旗、校歌、制服、かばん、閉校及び開校式典、広報活動等
教務部会	中学校長代表 中学校教頭代表 高等学校教務主任 中学校教務主任	教育課程の編成方針、学校行事、学級編成、交流学习等
	小学校教務主任	小学校交流学习等
生徒指導部会	中学校長代表 中学校教頭代表 中学校生徒指導主事 中学校P T A代表	生徒心得、校則、生徒手帳、生徒会組織、生徒会の交流計画、通学路、通学方法、通学靴、上履き等
保健体育部会	中学校長代表 中学校教頭代表 中学校体育主任 中学校P T A代表	運動施設の利活用計画、部活動の調整、部活後援会の調整、体育服・靴、ジャージ等
庶務部会	中学校長代表 中学校教頭代表 中学校事務職員	備品廃棄、備品購入計画、保存文書類の整理、諸表簿の購入計画等
図書部会	中学校長代表 中学校図書主任又は司書教諭	学校図書の整理及び廃棄等
P T A部会	中学校教頭代表 中学校P T A代表	P T A組織、規約、部活動後援会等

- 2 部会に部長及び副部長各1人を置く。
- 3 部長及び副部長は、部員の互選により定める。
- 4 部長は部会を代表し、委員会で部会の調査検討結果を報告する。
- 5 副部長は部長を補佐し、部長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は部長が招集する。ただし、第1回目の部会は委員長が招集する。  
(庶務)

第8条 委員会の庶務は教育委員会学校政策課において処理する。  
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。